

平成29年6月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成29年6月30日(金) 午前8時57分～10時30分まで
出席委員	(12人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 5番：押川和夫 6番：山田秋吉 7番：田中俊二 8番：堀田計一 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(0人)
出席職員	事務局長：渕上達也 専門監：三隅秀俊 主事：濱砂裕紀
会議録署名委員	13番：坂本 康充 14番：澁谷 浩一
議事日程	平成29年6月30日(金) 1日間
報告	(1) 6月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(非農地 1件 4条 1件 5条 2件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について(2件) ② 農地改良届の提出について(1件) ③ 農地相談員の活動について(0件) ④ その他
会議事件	議案第27号 農用地利用集積計画(所有権設定)について 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第29号 非農地証明願いの承認について 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第32号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
事務局 (事務局長)	定刻前ですが、皆様お集まりですので、ただ今から6月期の定例総会を始めたいと思います。それでは、皆さん起立をしてください。一同、礼。お座りください。それでは、まず最初に会長からごあいさつをいただきます。
議長(会長) 鎌田 勝敏	皆さんお早うございます。梅雨に入ってから1週間、悪天候が続きましたが、天気予報を見ますと、もう明日から晴れるような気配であります。梅雨が明けかどうかは定かではありません。もしこれで梅雨明けということになりますと何かメンクラって、水不足を心配したり、また、この後に大きな雨が降るのではないかという心配もしない訳ではありませんが、そういう中、日程が若干遅れまして本日の開会となりましたけれど、この農業委員の12人体制での定例総会は、本日が最後となります。大変、皆様には、お骨折りや、ご苦労をおかけし、あるいは心配をおかけし、ご協力をいただき有難うございました。来月からは、農業委員7人、農地利用最適化推進委員7人の14人の新たな体制

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>で出発することになります。農業委員会の業務自体はそう変わることもありません。これから先も退任される委員の皆様におかれましては、ご指導とご鞭撻を、いろいろとご指摘を受けながらまい進していかなければならないと思っております。どうか、今後ともご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>さて、本日ですけれども議案が6議案出されております。この12人体制での会は最後になりますが、慎重審議をよろしくをお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>ありがとうございました。本日の本会議の出席委員は12名中全員出席ですので、総会は成立しています。それでは、議事には入りますが、議長につきましては鎌田会長の方でよろしくをお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、早速ですが、本会議に移りたいと思います。まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、13番：坂本康充委員と14番：澁谷浩一委員をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。</p> <p>それでは、本会議に入りたいと思います。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議事に入ります。まず、議案第27号 農用地利用集積計画（所有権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の9ページをお願いします。</p> <p>議案第27号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番 受付番号6番 移動区分 贈与 譲受人 K. Y 譲渡人 K. T 土地表示 大字高城字藪村下〇〇番 地目 田 地積624㎡ 利用目的 稲作 支払方法 無償譲渡 移転時期・引渡時期 2017年7月31日 担当 1番鎌田会長です。地図は、10ページに記載してあります。</p> <p>整理番号2番 受付番号7番 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人宮崎農業振興公社 譲渡人 Y. M 土地表示 大字川原字櫛野〇〇番 地目 畑 地積4,546㎡ 他3筆 合計 畑4筆 10,499㎡ 利用目的 ハウス施設 売買価格 全部で3,200,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2017年7月21日 農地中間管理機構が行う</p>

事務局 (事務局長)	特例事業です。地図は、11ページに記載してあります。平成29年6月30日提出 木城町農業委員会 会長 鎌田勝敏 以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	<p>それでは、受付番号6番について担当の私の方から補足説明を致します。</p> <p>K. YさんとK. Tさんは、兄弟であります。K. Tさんは長男ですが、S町に転居しており、K. Yさんが後をついでこの農地を耕作されておられます。80歳をこえ、後とりもなくS町から通うのも困難ということで無償譲渡することです。以上です。</p> <p>受付番号7番についてですが、農地中間管理機構が行う特例事業ということで、説明は省かせていただきます。それでは、受付番号6番につきまして質疑がある方はお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、質疑がないようですので受付番号6番の質疑は打切らせていただきます。</p> <p>それでは、次に受付番号7番につきまして質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
(12番) 久保 一美	農地の方は判るのですが、今現在、ハウス施設が建っている所で、そのハウス施設は本人が購入されるのか、または、そのまま無償譲渡されるのでしょうか。
(事務局) 濱砂 主事	受付番号7番の上物のハウス施設のことですが、こちらが、10年間のリースで契約をされるということで、10年後に残った残額を一括で支払いするというで覚書を結んでおられます。契約書も経営改善計画書の新規就農のときに結んでおられますので、契約としては、Y. Mさんから譲渡人のK. Nさんが最終的には買い受けるということになります。以上です。
(12番) 久保 一美	総額でどれくらいになるのでしょうか。
(事務局) 濱砂 主事	5年後の支払いも含めて総額11,000,000円になります。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	<p>よろしいでしょうか。それでは、他に質疑はありませんか。他に質疑はないようですので打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第27号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。受付番号6番、7番を一括して承認を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第27号 農用地利用集積計画（所有権移転）について受付</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>番号6番、7番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので議案第27号 農用地利用集積計画（所有権移転）について受付番号6番、7番につきましては原案どおり承認とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の12ページをお願いします。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号7番 譲渡人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 譲受人 K. N 土地表示 大字川原字櫛野〇〇番 地目 畑 地積4,546㎡ 他3筆 合計 畑 4筆 10,449㎡ 移動区分 使用収益権 借賃又は売買価格資料14ページに記載（農地価格 320万円、公社手数料3万8千円 総支払額323万8千円） 経営状況 家族3 労働力1 経営面積 0 移動の理由 10年間の土地割賦売買契約 新規就農者 農地中間管理機構が行う特例事業です。事務局が説明します。資料は、13、14ページに記載してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>この件については、農地中間管理機構が行う特例事業です。補足説明を事務局からお願いします。</p>
<p>（事務局） 濱砂 主事</p>	<p>農地法3条の規定による許可申請の承認について受付番号7番についてですが、先ほどの議案27号で承認をいただいたY. Mさんが公社に売り渡した後K. Nさんの方に受け渡す10年間の土地割賦契約ということで、農地中間管理機構が行う特例事業となっております。あっせん協議会が、5月25日に行われまして、7番田中委員と11番西委員に出席をしていただいております。その日にあっせんが成立したものであります。具体的な内容は、14ページに記載させていただいております。売買価格は、3,200,000円、手数料は1.2% 38,000円 になります。一番下の方に記載したとおり、岸さんの支払総額は、3,238,000円になりまして、1年目（H29年）に手付金、内入金を入れまして、10年間の分割金として支払われます。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p>
<p>（6番） 山田 秋吉</p>	<p>この割賦契約に上物は入っていないのでしょうか。</p>

(事務局) 濱砂 主事	これは、農地の金額です。先ほどのリースというのが、K. NさんとY. Mさんとの相対で個人的な契約となります。
12番 (久保 一美)	農地の方によくある農業用産廃があるかどうかを調べてもらって、譲り渡すときには、それをちゃんと片付けてもらって公社に渡すようにしないと後々事務局の方も大変だと思います。それは、一応お願いしたいと思います。
(事務局) 濱砂 主事	判りました。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	<p>それでは、他に質疑はありませんか、質疑がないようですので打ち切りしたいと思います。それでは、お諮りしたいと思います。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号7番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について受付番号7番につきましては原案どおり承認とします。</p>
議長 (会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第29号 非農地証明願いの承認について受付番号7番についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
事務局 (事務局長)	<p>議案第29号 非農地証明願いの承認について承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号7番 申請人 M. M 土地表示 大字椎木字下ノ谷〇〇番 面積 640㎡ 他1筆 合計 2筆 1,499㎡ 地目 登記 畑 現況 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備等)が計画されていない土地のうち次ぎのいずれかの要件を満たしている。</p> <p>(ア) その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合。</p> <p>(イ) (ア) 以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続しても利用することができないと見込まれる場合に該当すると思われます。</p> <p>担当委員は2番工藤委員です。資料は、16から19ページに記載してあります。以上です。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、事務局の写真説明をお願いします。
（事務局） 濱砂 主事	プロジェクターを使用し写真説明
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、担当の2番工藤委員から説明をお願い致します。
（2番） 工藤 久美子	写真で見ていただいたとおりなのですが、〇〇番地の奥の方の畑について、前の所有者の産廃と鉄の棒等がありロータリーがかけられない状態で、そこに果樹等を植えたそうですが、枯れてしまい、結局、今の状態になったそうです。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。議案第29号 非農地証明願いの承認について受付番号7番について質疑のある方は挙手をお願い致します。
（12番） 久保 一美	一ツ瀬土地改良区の方からですが、〇〇番地にパイプラインが入っておりまして、給水栓が立ち上がっております、土地改良区の指示に承諾しますということで19ページに記載してありますが、国の監査が厳しくて農振地を外したときには、その方の負担で給水栓を取り外すこととなります、下の方から切りますので、工事費が約4～5万円程度発生します。それとは別にその面積に対して約10aあたりに9万円返還金を事前に返してもらわないといけないことになっていまして、14～15万程度の費用がかかるのではないかと思います。改良区へは、分割ではなく一括返納ということになりますが、本人は承知されているのでしょうか。
（2番） 工藤 久美子	ご本人は、知っておられます。自己負担ということも確認され、承認後は土地改良区の指示に従うということでした。
（12番） 久保 一美	判りました。よろしくをお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他にございませんか。他に無いようでしたら質疑は、打ちりたいと思います。それでは、お諮りを致します。議案第29号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号7番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事ありますので議案第29号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号7番につきましては承認とさせていただきます。

議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは議案第30号 農地法第4条規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
事務局 （事務局長）	<p>議案第30号 農地法第4条規定による許可申請の承認について 農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号1 申請人 M. M 土地表示 大字椎木字下ノ谷〇〇番 地目畑 地積716㎡ 転用目的 農業用倉庫 施設概要 農業用倉庫 264.96㎡ 担当は2番工藤委員です。追認の案件となります。本日提出となっています。資料は、21～27ページに記載してあります。以上です。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	写真説明をお願いします。
(事務局) 濱砂主事	プロジェクターを使用し写真説明
議長（会長） 鎌田 勝敏	担当の2番工藤委員から説明をお願いします。
(2番) 工藤 久美子	建物につきましては、写真を見ていただいたとおりです。中の方には、トラクターなどが置いてありました。最初は、牛舎兼倉庫として建てられたもので、現在、牛は、いなくて奥のほうに鳩がいました。今回、始末書をつけて追認申請をされております。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>それでは質疑に入ります。議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号1番につきまして質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので質疑を打ち切りたいと思います。それでは、お諮りします。議案第30号 農地法第4条規定による許可申請の承認についてであります。受付番号1番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号1番は承認ということで原案通り許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p> <p>(ここで12番久保委員から緊急の電話ということで退出の要請あり。)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>9時49分 12番久保委員が緊急の電話ということですので、ここで5分間休憩とします。 (休憩) 9時53分 まだ、5分は経っていませんが、皆さんおそろいですので本会議を再開します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号6番 譲渡人 Y. A 譲受人 Y. Y 土地表示 大字椎木字牧ノ内〇〇番 地目 畑 地積2, 899㎡ 移動区分 使用賃借 転用目的 来客用駐車場及び部品取り置場、積載車両駐車場 施設概要 来客用駐車場及び部品取り置場864㎡、積載車両駐車場40㎡、回転場546㎡ 担当は、13番坂本委員です。資料は、29から36ページに記載してあります。</p> <p>受付番号7番 譲渡人 M. K 譲受人 S. T 土地表示 大字高城字田神〇〇番 地目 田 地積1, 504㎡ 移動区分 売買 転用目的 牛舎・堆肥舎 施設概要 牛舎497, 5㎡、堆肥舎120㎡ 担当は、14番渋谷委員です。資料は、37から48ページに記載してあります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号6番について写真説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 濱砂主事</p>	<p>プロジェクターを使用し写真説明</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号6番についてであります。審議に入る前に議事参与の制限により当事者であります6番山田委員は退席をお願い致します。</p> <p>(6番山田委員退席)</p> <p>それでは、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号6番について、13番坂本委員の説明をお願いします。</p>
<p>(13番) 坂本 康充</p>	<p>譲渡人はY. Aさんで、譲受人はY. Yさんです。転用目的は、来客用駐車場及び部品取り置場、積載車両駐車場となっております。申請地は、大字椎木字牧ノ内 面積は2, 899㎡、農地区分は、2種農地となっております。転用費用は、自己資金で、32ページから33ページに記載した土地利用計画図と排水計画を考慮した結果、転用の規模及び確実性ともに妥当であると判断できます。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号6番につきまして、質疑を受付けたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので質疑を打ち切ります。それではお諮りしたいと思います。議案31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号6番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号6番につきましては承認ということで原案通り許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p> <p>（6番山田委員自席に戻る）</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号7番につきまして、写真説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 濱砂主事</p>	<p>プロジェクターを使用し写真説明</p>
<p>（事務局） 濱砂主事</p>	<p>申請地は、川南町と木城町の町境で事業が両町をまたがっています関係上、川南町と木城町において転用申請が挙がっています。40ページに土地の利用計画図が添付されていますが、申請地の北側にある農地が川南町の農地となります。木城と川南の農地を合わせまして6,975㎡となりまして3,000㎡を超えていますので、7月12日に県農業会議の常設審議会に諮問し、審議委員の意見を聴取した上で県へ進達し、県の許可ということとなります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号7番について、14番渋谷委員の説明をお願いします。</p>
<p>（14番） 渋谷 浩一</p>	<p>先ほど話があったとおりですが、M. Kさんの農地になります。S. Tさんがずっと前から草刈をして保全をされていて、以前からM. Kさんが買って欲しかったかと話をされていたそうです。今回、牛舎・堆肥舎を建てる補助事業があったため、規模拡大ということで今回の転用申請となりました。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号7番につきまして質疑を受付けたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いします。</p>

<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>牛舎と堆肥舎ということで、今現在の排水計画で雨水の排水がまかなえるのでしょうか。</p>
<p>(事務局) 濱砂主事</p>	<p>38ページの図面にありますが、牛舎・堆肥舎の雨水につきましては、既存の排水路へ流されますが、それを超える場合は、東側に山手から来る排水路がありますので、そちらを利用されるとのこと。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮り致します。議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号7番の申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第31号 農地法第5条規定による許可申請の承認について受付番号7番につきましては承認ということで宮崎県農業会議の常設審議会へ諮問後、原案通り許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第32号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>議案第32号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。 公告年月日：平成29年7月10日</p> <p>整理番号1番 受付番号9番 移動区分 賃貸借 譲受人 K. M 譲渡人 N. M 代表相続人 N. T 土地表示 大字川原字今別府〇〇番 地目 畑 地積1,646㎡ 利用目的 露地野菜 始期・終期 2017年7月10日から2022年7月9日(5年間) 10a当り借賃 10,000円 経営面積 2.3ha 家族数2 稼働労力2 担当は、7番田中委員です。資料は、50ページに記載してあります。</p> <p>整理番号2番 受付番号10番 移動区分 賃貸借 譲受人 K. M 譲渡人 N. T 土地表示 大字川原字今別府〇〇番 地目 畑 地積487㎡ 利用目的 露地野菜 始期・終期 2017年7月10日から2022年7月9日(5年間) 10a当り借賃 10,000円 経営面積 2.3ha 家族数2 稼働労力2 担当は、7番田中委員です。資料は、51ページに記載</p>

事務局 (事務局長)	してあります。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号9番、10番の説明を、担当の7番田中委員に説明をお願いします。
(7番) 田中 俊二	事務局の説明でだいたい判ってもらえたと思いますが、両親共に亡くなられていまして、代表相続人はN. Tさんになっています。K. Mさんが露地野菜の規模拡大をしたいということです。夫婦2人で経営しています。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、議案第32号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。受付番号9番、10番につきまして、質疑のある方は挙手をお願い致します。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第32号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 受付番号9番、10番の申請につきまして原案どおり賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成という事ですので議案第32号 農用地利用集積計画(利用権設定)について受付番号9番、10番につきましては承認とさせていただきます。 以上で、本会議を終了致します。
協議会	1 7月の行事予定について 2 その他
議長(会長) 鎌田 勝敏	以上をもちまして、平成28年6月期の総会を閉会します。
	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。 議 長 署名委員 署名委員